

令和 9 ～11 年度武雄市外国語指導助手派遣業務プロポーザル実施要領

1 業務の名称

武雄市外国語指導助手派遣業務

2 目的

本業務は、武雄市立学校に外国語指導助手を配置し、外国語教育の一層の充実を図り、児童生徒の言語や文化についての理解を深め、コミュニケーション能力を高めることを目的とする。

3 業務の内容

別紙『令和 9 ～11 年度武雄市外国語指導助手派遣業務仕様書』のとおり。

4 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

5 見積限度額

6 4, 1 5 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。

6 プロポーザルの方式と参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザル方式とし、参加する者は、以下のすべてを満たしている者とする。

- (1) 契約案件についての武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成 2 3 年訓令第 3 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）等の規定に基づき更正又は再生手続開始の申立てをした者でないこと。

7 企画提案書の提出方法等

(1) スケジュール

公募開始日	9 月 8 日（火）
内容等に係る質問受付期限	9 月 1 4 日（月） 1 7 時まで
質問に対する回答期限	9 月 1 8 日（金） 1 7 時まで
参加表明書等提出期限	9 月 2 5 日（金） 1 7 時まで

参加資格確認結果通知書送付	10月 2日（金）17時まで
企画提案書受付期限	10月 7日（水）17時まで
審査会（プレゼンテーション 及びヒアリング）	10月13日（火）13時30分 ～16時30分
審査結果の通知	10月20日（火）
仕様書に基づく見積提出期限	10月27日（火）
契約締結	令和8年10月30日（金）

(2) 内容等に係る質問受付期限及び回答

企画提案書作成及び派遣業務の内容等に関する質問事項については、令和8年9月14日（月）17時までに、別紙1「質問書」により電子メールで送付すること。

受け付けた質問については、提出された質問事項と回答事項を集約したものを令和8年9月18日（金）17時までに電子メールで回答する。

(3) プロポーザル参加表明書等受付期限

本プロポーザルに参加の意思がある者は、様式第1号（第10条関係）「参加表明書」を令和8年9月25日（金）17時までに提出すること。

(4) 参加資格確認結果通知書送付

参加資格の確認結果については、参加表明書の提出があった全ての事業者に対して、様式第2号（第13条関係）「参加資格確認結果通知書」により、令和8年10月2日（金）までに通知する。

(5) 企画提案書受付期限

令和8年10月7日（水）17時までに、郵送（書留）により提出する、同日同刻必着とする。

(6) 提出書類

次のアからウまでの書類一式を綴じ込みの上、正本1部と副本7部を提出すること。
なお、提出された書類は原則として返却しない。

ア 企画提案書

企画提案書はA4サイズで統一し、企画提案の内容は、別紙2「外国語指導に関する派遣業務企画提案書様式」に沿ったものとする。

イ 添付書類

- (ア) 会社概要（会社の経営基本理念を含む。）
- (イ) その他、企画提案者が必要と認める資料等

ウ 見積書（様式任意）

見積金額は、派遣期間中の本業務に係る費用の見込額とし、消費税及び地方消費税を含む額を記載すること。

8 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合
- エ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- オ 書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- カ その他不正行為があった場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

(3) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(4) その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとする。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもってこの要領の記載内容に同意したものとする。
- ウ 提出された企画提案書は、武雄市情報公開条例（平成18年条例第11号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査会開催日前日の17時まで（必着）に、辞退届（様式任意）を新しい学校づくり課に持参又は郵送により申し出ること。

9 企画提案の審査及びヒアリング等

企画提案に対する補足説明を受けるため、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。提案者は、企画提案書に沿ってプレゼンテーションをすること。

(1) 審査日

令和8年10月13日(火)※日時は変更になる可能性がある。詳細は別途連絡する。

(2) 場所

審査会：武雄市役所4階災害対策本部室（控室：武雄市役所3階 語らい処）

(3) 制限時間（1候補者につき）

プレゼンテーション	10分以内
ヒアリング	10分以内

10 受託候補者の選定

(1) 選定方法

「武雄市外国語指導助手派遣業務候補者選定委員会」を設置し、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を以下の各項目で評価し、採点する。各審査委員の採点数の合計により最も優れた企画書を提案した候補者を受託候補者に選定する。

(2) 審査項目

- ア 英語教育の考え方
- イ 過去の派遣業務実績
- ウ A L T の管理体制
- エ サポート体制
- オ 危機管理体制
- カ A L T の採用
- キ A L T の研修
- ク 価格

11 事業者選定後の取扱い

- (1) 企画提案に係る審査結果については、企画提案書を審査した全ての事業者に対して、様式第5号（第17条関係）「結果通知書」により、令和8年10月20日（火）までに通知する。
- (2) 市は、選定された事業者1者と、別途市が作成する「仕様書」に基づき、予定価格の範囲内での見積りにより、業務を委託する。
- (3) 市は、業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加筆修正し、最終的な仕様書として提示する場合があるものとする。

12 問い合わせ及び提出先

武雄市教育委員会 新しい学校づくり課

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話：0954-23-8010

FAX：0954-23-7585

e-mail：gakkou@city.takeo.lg.jp